

政令第七十一号

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十八号）の一部の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十条第一項、第七十二条の四、第八十一条並びに第八十一条の二第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第一条 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第一号イ中「保健事業に要する費用の額」の下に「、法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第一項第二号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第二項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の二分の一に相当する額」を加え、同号口中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に、「その他」を「、法第八十一条の二第一項の規定による交付金並びにその他の」に改め

る。

附則第六条から第十二条までを次のように改める。

第六条から第十二条まで 削除

(国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正)

第二条 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「繰入金」の下に「及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金の合算額」を加える。

第四条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(国民健康保険に関する特別会計への繰入れ等)」を付する。

第四条の四中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」に改め、同条を第四条の五とする。

第四条の三の次に次の一条を加える。

第四条の四 法第七十二条の四第一項の規定により毎年度市町村が繰り入れる額は、法の規定により保険

料を徴収する市町村にあつては第一号に掲げる合算額とし、地方税法の規定により国民健康保険税を課する市町村にあつては第二号に掲げる合算額とする。

- 一 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課された保険料（介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして賦課された介護納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の令第二十九条の七第一項に規定する介護納付金賦課被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額
- イ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号イに掲げる世帯に属する介護納付金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ニ 当該市町村における当該年度の令第二十九条の七第五項第三号ロに掲げる世帯に属する介護納付

金賦課被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 令第二十九条の七第五項第三号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

二 当該市町村において当該年度の前年度に納付すべきものとして課された国民健康保険税（介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税を除く。）の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の被保険者の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にイ及びロに掲げる数を合計した数を乗じて得た額と、当該市町村において同年度に納付すべきものとして課された介護納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の総額のうち同年度において収納された額を当該市町村における同年度の地方税法第七百三条の四第二十二項に規定する介護納付金課税被保険者（以下「介護納付金課税被保険者」という。）の総数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数で除して得た額にハ及びニに掲げる数を合計した数を乗じて得た額との合算額

イ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ロ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

ハ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号イに定める割合により減額を行う市町村 百分の十二

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の十

ニ 当該市町村における当該年度の地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに掲げる世帯に属する介護納付金課税被保険者の数として厚生労働省令で定めるところにより算定した数に、(1)又は(2)に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める割合を乗じて得た数

(1) 地方税法施行令第五十六条の八十九第二項第二号ロに定める割合により減額を行う市町村 百分の六

(2) (1)に掲げる市町村以外の市町村 百分の五

2 法第七十二条の四第一項の規定による繰入れは、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計（同特

別会計が事業勘定及び直営診療施設勘定に区分されているときは、同特別会計事業勘定に繰り入れるものとする。

3 法第七十二条の四第二項及び第三項の規定による負担は、同条第一項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

第六条中「前条第十項」を「第五条第十項」に改め、同条を第十七条とする。

第五条の次に次の十一条を加える。

(保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金)

第六条 法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金(以下「保険財政共同安定化事業交付金」という

。 )及び同項第二号に掲げる交付金(以下「高額医療費共同事業交付金」という。 )は、毎年度国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。 )が当該連合会の会員である市町村(以下「会員市町村」という。 )に対して交付するものとする。

第七条 保険財政共同安定化事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保

除者（高齢者医療確保法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者のうち市町村が行う国民健康保険の被保険者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）とする。

一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（次条において「病院等」という。）について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）の第九条に規定する額までの部分の額の合算額に給付率を乗じて得た額

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険

者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

2 前項第一号に規定する給付率は、当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における、全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額を当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度の一月一日から前々年度の十二月三十一日までの間における全ての会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給につき算定した費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）並びに移送費の支給に要した費用の額の合算額で除して得た率とする。

第八条 高額医療費共同事業交付金の額は、次に掲げる額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、

当該年度の前期高齢者交付金の額のうち第一号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額）の百分の五十九に相当する額（以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。）とする。

一 当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間における、当該会員市町村の被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち、当該会員市町村の被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（令第二十九条の二第一項第二号に規定する特定給付対象療養を除く。）につき法第五十六条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が次条に規定する額を超えるものの当該超える部分の額の合算額

二 当該年度の前期高齢者納付金の額のうち前号に掲げる額について当該会員市町村の前期高齢被保険

者の数の割合に係る負担の不均衡の調整がなされる額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

(法第八十一条の二第一項第一号の政令で定める額)

第九条 法第八十一条の二第一項第一号の政令で定める額は、八十万円とする。

(保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業に係る拠出金を徴収する方法)

第十条 法第八十一条の二第二項の政令で定める方法は、連合会が次条から第十三条までの規定に基づき定めた額の拠出金を毎年度会員市町村から徴収する方法とする。

2 法第八十一条の二第二項の拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金とする。

(保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金)

第十一条 前条第二項の保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の額は、会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金及び標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として、連合会が定める。

第十二条 前条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

二 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額の二分の一に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

2 前条の標準高額医療費共同事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額とする。

（保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金）

第十三条 第十条第二項の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業交付金を交付する事業（第十六条において「保険財政共同安定化事業」という。）

に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

2 第十条第二項の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の高額医療費共同事業交付金を交付する事業（第十六条において「高額医療費共同事業」という。）に関する事務の処理に要する費用の見込額に前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額を基準として、連合会が定める。

（法第八十一条の二第三項の政令で定める基準）

第十四条 法第八十一条の二第三項の政令で定める基準は、第十条及び第十一条（法第八十一条の二第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業に係る部分に限る。）並びに前条第一項の規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第十一条の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を、第十二条第一項の規定にかかわらず、イ及

びロに掲げる額の合算額とすること。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に一から基準割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度及びその直前の二箇年度における各会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額を前々年度及びその直前の二箇年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

二 前号イに掲げる額については、都道府県が必要と認めるときは、イ及びロに掲げる額の合算額とすること。

イ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に被保険者拠出割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の数

を同年度における会員市町村の被保険者の数の合計で除して得た率を乗じて得た額

ロ 当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額に基準割合を乗じて得た額に一から被保険者拠出割合を控除した割合を乗じて得た額に、前々年度における各会員市町村の被保険者の所得の合計額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を同年度における会員市町村の被保険者の所得の合計額として当該厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額で除して得た率を乗じて得た額

三 第一号イ及びロ並びに前号イ及びロの基準割合は、二分の一以上の割合とすること。

四 第二号イ及びロの被保険者拠出割合は、被保険者の所得及び被保険者の数の会員市町村間における格差を勘案して定める割合とすること。

(国及び都道府県の負担)

第十五条 国及び都道府県は、毎年度、当該年度における標準高額医療費共同事業拠出金の額の四分の一に相当する額を、それぞれ負担するものとする。

(省令への委任)

第十六条 第六条から前条までに規定するもののほか、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附則第四条中「及び第四条から第四条の三」を「、第四条から第四条の四まで、第七条、第八条及び第十二条から第十四条」に改め、同条の表に次のように加える。

第四条の四第 一項第一号	賦課された	賦課された一般被保険者に係る
	被保険者の総数	一般被保険者の総数
	以下	一般被保険者に限る。以下
第四条の四第 一項第一号イ 及びロ	被保険者	一般被保険者
	課された	課された一般被保険者に係る
	被保険者の総数	一般被保険者の総数
一項第二号	以下	一般被保険者に限る。以下

第十三条及び	第十二条第一 項第二号及び 第二項	第四条の四第 一項第二号イ 及びロ、第七 条第一項第一 号及び第二項 、第八条第一 号並びに第十 二条第一項第 一号	被保険者	二箇年度における	被保険者
一般被保険者	二箇年度における一般被保険者に係る	一般被保険者			

第十四条第一号イ		
第十四条第一号ロ	二箇年度における	二箇年度における一般被保険者に係る
第十四条第二号イ及びロ並びに第四号	被保険者の	一般被保険者の

附則第十四条の二から第二十二條までを削る。

附則第二十三條の表第五條第一項第一号イの項中「附則第二十三條第一項」を「附則第十五條第一項」に改め、同條を附則第十五條とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年度から平成二十六年度までの各年度における国民健康保険組合に対する国庫補助の額について、なお従前の例による。

## 理由

国民健康保険法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の運営に関し必要な事項等を定める必要があるからである。